



# 佐賀県公報

平成20年  
3月31日  
(月曜日)  
号外第12号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 公安委員会事項

◎佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

(規則・四) 一

### 議会事項

◎佐賀県政務調査費の交付に関する規程の一部改正

(告示・一) 一

### 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正

(規程・二) 二

## ○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 葉師寺 宏 達

### ◎佐賀県公安委員会規則第四号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、

第一号の次に次の一号を加える。

二 警察署協議会に関すること。

第三条第二項第一号中「第四号」を「第二号」に改める。

第三条の二第五号を次のように改める。

五 個人情報保護に関すること。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

## ○ 議会事項

### ◎佐賀県議会告示第一号

佐賀県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年佐賀県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県議会議長 石 丸 博

第七条第一項中「収支報告書」の下に「及び領収書の写し」を加え、「三十日」を「六十日」に改め、同条第二項中「収支報告書」の下に「及び領収書の写し」を加える。

別表の調査研修費の項中「調査研修費」を「調査研究費」に、「公派」を「公派(所属議員を含む。以下同じ。)」に改め、同表の会議費の項中「における」を「における」に改め、

「 広報費 会派が行う議会活動及び佐賀県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)」	を
---	---

「 広報費 会派が行う議会活動及び佐賀県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)」	に
「 事務所費 会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)」	

改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐賀県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

○ 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道財務規程(昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第二号イ中「有形固定資産、土地」を「有形固定資産 土地」に、「並びに建設仮勘定」を「建設仮勘定」に、「三万円」を「五万円」に改め、同号口中「及び施設利用権」を「施設利用権等」に改め、同号八中「投資、投資有価証券」を「投資 投資有価証券」に改める。

第三条第二項中「固定資産、たな卸資産及び直購入物品に関する出納命令並びに」を削り、「各目及び各節」を「各項」に改め、同条第三項第三号中「前項及び第一号」を「第一号及び前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 固定資産、たな卸資産及び直購入物品に関する出納命令並びに予算科目のうち各目及び各節に係る経費の金額の流用(議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額の流用を除く。)

第三条第三項に次の一号を加える。

五 固定資産(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条

第三項に規定する行政財産に限る。第八十五条において同じ。)の使用許可に関すること。

第十二条第一項中「第四号」の下に「調定兼収入伝票(別記様式第四号の二)」を加え、「及び」を「支出負担行為何兼支払伝票(別記様式第五号の二)」に改め、「第六号」の下に「調定兼振替伝票(別記様式第六号の二)及び支出負担行為兼振替伝票(別記様式第六号の三)」を加え、同条第二項中「収入伝票」の下に「及び調定兼収入伝票(以下「収入伝票等」という。)」を加え、同条第三項中「支払伝票」の下に「及び支出負担行為何兼支払伝票(以下「支払伝票等」という。)」を加え、同条第四項中「振替伝票」の下に「調定兼振替伝票及び支出負担行為兼振替伝票(以下「振替伝票等」という。)」を加える。

第十五条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五 収入調定簿(別記様式第十二号)

六 未収金整理簿(別記様式第十三号)

第十六条の見出し中「及び勘定内訳簿」を削り、同条第一項中「目(項又は目までの科目については、項)」を「節(項又は目までの科目については当該項又は目)」に、「第十三条の規定により作成する日計表により」を「会計伝票により一件ごとに」に改め、同条第二項を削る。

第十八条中「勘定内訳簿」を削る。

第三十一条中「月次試算表」を「合計残高試算表」に改める。

第三十二条第一項中「振替伝票」を「調定兼振替伝票」に改め、同条第二項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に改める。

第三十三条中「振替伝票又は収入伝票」を「調定兼振替伝票又は調定兼収入伝票」に改める。

第三十四条中「振替伝票」を「調定兼振替伝票」に改める。

第三十六条中「振替伝票」を「調定兼振替伝票」に、「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改める。

第三十七条第一項中「振替伝票」を「調定兼振替伝票」に改め、同条第二項中「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改め、同条第三項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に、「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改める。

第三十八条第二項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に改める。

第三十九条の見出し中「領収証書」を「領収書」に改め、同条中「領収証書」を「領収書(別記様式第四十二号の二)」に改める。

第四十三条中「佐賀市」を「鳥栖市」に改める。

第四十四条第三項中「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改める。

第四十六条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為額の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、支出負担行為整理区分表甲(別表第二の二)によるものとする。ただし、資金前渡、繰越金、返納金の戻入及び債務負担行為に係るものについては、支出負担行為整理区分表乙(別表第二の三)によるものとする。

第四十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、管理者等は、支出負担行為整理区分表甲の支出負担行為として整理する時期が支出決定のとき、月計総額が確定したとき、又は請求のあつたときとなつている経費(支出負担行為をするときに企業出納員に協議しなければならぬ経費を除く。)については、支出負担行為の作成を省略することができる。

第四十七条中「ときは、企業出納員へ協議をするものとし、協議」を「ときは支出負担行為整理区分表甲の企業出納員に協議する基準に定めるところにより企業出納員に協議し、当該協議」に改め、同条第三号中「予算額」の下に「(継続費又は債務負担行為に係る予算にあつてはその総額又は限度額)」を加える。

第四十八条第一項中「振替伝票」を「支出負担行為兼振替伝票」に改め、同

条第二項中「支払伝票」を「支出負担行為何兼支払伝票」に改める。

第四十九条第一項中「振替伝票又は支払伝票」を「支出負担行為兼振替伝票又は支出負担行為何兼支払伝票」に改め、同項第二号中「支払額明細調査」を「支払額明細書」に改める。

第五十条中「振替伝票」を「支出負担行為兼振替伝票」に改める。

第五十一条中「棄損した」を「き損した」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五十二条中「振替伝票」を「支出負担行為兼振替伝票」に、「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に、「戻出」を「戻入」に改める。

第五十三条第一項中「振替伝票」を「支出負担行為兼振替伝票」に改め、同条第二項中「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改め、同条第三項中「支払伝票」を「支出負担行為何兼支払伝票」に、「勘定内訳簿及び現金・預金出納」を

「総勘定元帳及び現金・預金出納簿」に改める。

第五十七条第二号中「臨時」を「随時」に改める。

第五十八条中「支払伝票」を「支払伝票等」に改める。

第五十九条第三号中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第六十条の見出し中「給与」を「給与等」に改める。

第六十一条中「給与の」を「給与その他の給付の」に改める。

第六十二条第一項中「もよりの郵便局又は」を「最寄りの」に改める。

第六十四条第二項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に、「支払伝票」を「支払伝票等」に改め、同条第四項中「整理する給与」を「整理する給与その他の給付」に改める。

第六十五条中「支払伝票」を「支払伝票等」に改める。

第六十六条第二項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に、「支払伝票」を

「支払伝票等」に改める。

第六十七条及び第六十九条第二項中「支払伝票」を「支払伝票等」に改める。

第七十四条第一項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「非

訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十八条第一項」に、「除権判決の抄本」を「除権決定の正本」に改める。  
 第七十六条の見出しを「（会計伝票等の更正）」に改め、同条第一項中「収入伝票、支払伝票、振替伝票」を「収入伝票等、支払伝票等、振替伝票等」に改める。  
 第八十五条を次のように改める。

（固定資産の使用許可等）

第八十五条 固定資産の使用許可については、佐賀県公有財産規則（昭和四十年佐賀県規則第六号）第十九条から第二十一条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第一項	行政財産 行政財産使用許可申請書・公有財産借受申込書（別記様式第八号） 財産管理者	所長 固定資産使用許可申請書（様式第七十三号）
第十九条第二項	行政財産使用許可・公有財産貸付調書（別記様式第九号） 財産管理者	所長 固定資産使用許可調書（様式第七十四号）
第十九条第三項	行政財産使用許可指令書（別記様式第十号）により当該申請者に通知	当該申請者に通知

第十九条第四項	第十九条第一項	第二十条第二項	第二十一条
財産 行政財産使用廃止届（別記様式第十号の二）	財産管理者 行政財産一時使用許可申請書（別記様式第十一号）	行政財産 行政財産一時使用許可簿（別記様式第十二号）	行政財産
固定資産使用廃止届（様式第七十五号）	所長 固定資産一時使用許可申請書（様式第七十五号の二）	固定資産 固定資産一時使用許可簿（様式第七十五号の三）	固定資産

2 固定資産の使用に係る使用料については、佐賀県行政財産使用料条例（昭和三十九年佐賀県条例第三十三号）第二条から第五条までの規定を準用する。この場合において、同条例第三条第一項及び第五条中「知事」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。  
 第九十三条中「定める」を「定めるもののほか、所長が定める」に改める。  
 第九十四条中第二号中「前二号」を「前号」に改める。  
 第九十五条中「確認するように、また事業を運営するうえに」を「確認し、及び事業の運営上」に、「貯蔵するようにつとめる」を「貯蔵するよう努める」に改める。

第九十六条第二項、第九十九条第二項、第百条第二項及び第一百五条第二項中「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改める。

第百九条第一項中「（単価契約及び長期継続契約以外の契約については、一件の予定金額が五十万円を超えるものに限る。）をしよう」とを「（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、一件の予定価格の額が百万円

を超えるもの(単価契約及び総価額の定めのない長期継続契約によるものを除く。)に限る。)を締結」に改める。

第百十二条第一項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に改め、同条第二項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に、「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改める。

第百十三条第二項中「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改める。

第百十七条の見出しを「(預り金等)」に改め、同条の表を次のように改める。

預り金	1	預り保証金
	2	預り担保金
	3	預かり諸税
	4	その他預り金
預り有価証券	1	預り保証有価証券
	2	預り担保有価証券
	3	その他預り有価証券

第百十八条第一項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に改め、同条第二項中「収入伝票」を「調定兼収入伝票」に、「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改める。

第百十九条第一項中「振替伝票を」を「振替伝票に、納入者に提出させた預り金等返還請求書(別記様式第八十六号)及び預り金等受領証書を添付して」に改め、同条第二項中「預り金等返還受領証書(別記様式第八十六号)と引換えに」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 企業出納員は、預り有価証券を出納金融機関に保管を依頼している場合において、第一項の規定による振替伝票を受領したときは、預り有価証券払出請求書(別記様式第八十七号)により、出納金融機関から受け出した預り有価証券を返還しなければならない。

第百十九条第四項中「勘定内訳簿」を「総勘定元帳」に改め、同条に次の一項を加える。

5 預り金の返還については、第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、

第五章及び第六章の規定を準用する。

第百二十七条中「すみやかに工業用水道資産事故届」を「速やかに資産滅失・亡失・損傷届」に改める。

第百三十四条の見出し中「帳票」を「帳簿等」に改め、同条中「帳簿」を「帳簿等」に、「保存年限」を「保存期間」に改め、同条第二号中「固定資産購入書、工事施行書及び固定資産処分書」を「固定資産購入・処分関係及び工事施行関係」に改め、同条第三号中「収入伝票、支払伝票、振替伝票」を「収入伝票等、支払伝票等、振替伝票等」に改め、「勘定内訳簿」を削る。別表第二を次のように改める。

別表第2（第20条関係）

勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
工業用水道事業収益	営業収益	給水収益		主たる営業活動から生ずる収益
				工業用水道使用料
		その他の営業収益	材料売却収益	営業活動に係る材料の販売収益
			産物売却収益	営業活動により生じた産物の販売収益
			手数料	証明手数料等
	営業外収益	受取利息及び配当金	雑収益	上記以外の営業収益
			預金利息	金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			基金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
	配当金			
	特別利益	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの	
		補助金	営業費補助の目的で交付されたもの	
		受託工事収益	給水装置の新設又は修繕等の受託工事による収益	
		消費税及び地方消費税還付金		
雑収益				
		有価証券売却収益		
		不用品売却収益		
		その他雑収益		
	固定資産売却益	当年度の経常的収益から除外すべき利益		
	過年度損益修正益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額		
	その他特別利益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの		
		上記以外で特別利益として処理すべきもの		

## 費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
工業用水道事業費用	営業費用	業務費		主たる営業活動から生ずる費用 原水の取入れ、炉過減菌及び配水管、配水池に係る設備の維持並びに作業に要する費用
			給料	職員の本給
			手当等	職員の給与及び旅費に関する規程に基づく諸手当及び児童手当
			賃金	臨時職員及び人夫の賃金
			報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			法定福利費	共済組合負担金、社会保険料、災害補償基金負担金等
			旅費	職員等に支給する旅費
			被服費	職員に貸与する被服の購入費
			備消耗品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価格5万円未満の工具、器具及び備品費
			燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
			光熱水費	電気料、ガス料、水道料、下水道料等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び製本費
			通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
			委託料	業務の委託に要する費用
			手数料	公金取扱、訴訟手数料等
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
			路面復旧費	導水管の修理等による道路法(昭和27年法律第180号)に定められた道路の復旧費
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
			薬品費	原水の沈でん及び浄水の減菌に要する薬品費
			材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
			補償金	補償金、賠償金、見舞金等
			負担金	分水負担金等
			水利使用料	水利使用に要する費用

			受水費	他機関から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用
			保険料	事業用財産に対する損害保険料
			雑費	事業活動の全般に関連する費用並びに料金の調定、集金及び検針その他の業務に要する費用
		総係費	給料	
			手当等	
			賃金	
			報酬	
			法定福利費	
			旅費	
			退職給与金	職員に対して支払う退職手当、退職年金及び退職一時金
			報償費	報償金、奨励金等
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			広告料	広告、宣伝等に要する費用
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			動力費	
			材料費	
			補償金	
			研修費	職員の研修に要する費用
			食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
			厚生費	保健、文化、体育、慰安等に要する費用
			負担金	関係団体の会費負担金等
			保険料	事業用財産に対する損害保険料
			雑費	
		減価償却費		施行規則第6条、第8条又は第9条の規定による償却額
			有形固定資産減価償却費	有形固定資産の償却額
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産の償却額



営業外費用	資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質又は滅失による除却費
	その他営業費用	材料売却原価	上記以外の営業費用
		雑支出	
			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息	企業債に対する利息
		借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還のつど支払う手数料及び取扱費
	繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
		企業債発行差金償却	
		開発費償却	
		退職給与金償却	
		試験研究費償却	
		災害損失償却	
		控除対象外消費税及び地方消費税額償却	
	受託工事費		給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
		旅費	
		備消耗品費	
		燃料費	
		光熱水費	
	印刷製本費		
	通信運搬費		
	委託料		
	手数料		
	賃借料		
	修繕費		
	路面復旧費		
	動力費		
	材料費		

	特別損失	消費税及び地方消費税 雑支出  固定資産売却損  臨時損失  過年度損益修正損  その他特別損失	補償金 設置工事費 雑費 消費税及び地方消費税  不用品売却原価 その他雑支出	売却した不用品の原価 上記以外の営業外費用 当年度の経常的費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 天災その他特別な理由による臨時損失 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの 上記以外で特別損失として処理すべきもの
--	------	---	---	---

資 産 勘 定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
工業用水道事業固定資産	有形固定資産	土地  立木 建物  建物減価償却累計額 構築物  構築物減価償却累		土地、建物、構築物、機械器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価格が5万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼働設備を含む。）  事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額  事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。  貯水池、浄水池、トンネルその他土地に定着する土木施設又は工作物

		計額		
		機械及び装置		機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品
		機械及び装置減価償却累計額		
		車両運搬具		自動車その他の陸上運搬具
		車両運搬具減価償却累計額		
		工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、パーソナルコンピュータ、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価格が5万円以上のもの
		工具、器具及び備品減価償却累計額		
		建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）
		その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産			法律上の独占的権利又はこれに準ずるもの等で有償で取得したもの
		水利権		河川法（昭和39年法律第167号）第23条から第28条までに規定する権利
		借地権		土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
		地上権		民法第265条に規定する権利
		特許権		特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する権利
		施設利用権		電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガス供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
		電話加入権		
		ソフトウェア		
		その他無形固定資産		上記以外の無形固定資産
	投資			
		投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有するもので地方債、国債、株式、社債その他有価証券

工業用水道事業流動資産	現金預金	出資金	一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金	他会計及び職員に対する長期貸付金以外のもの 他会計に対する長期貸付金 職員に対する長期貸付金	
		長期貸付金			
		基金			基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
		その他投資			上記以外の投資の性質を有するもの
		現金			現金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金証書等
	未収金	預金	貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する普通預金、当座預金、定期預金、通知預金等		
		営業未収金		主たる営業活動に係る収益の未収入額	
		未収給水収益		工業用水道使用料の未収入額	
		その他の営業未収金		上記以外の営業未収入額	
		営業外未収金		主たる営業活動以外に係る営業外収益の未収入額	
		未収受取利息		預金、貸付金利息等の未収入額	
		その他営業外未収金		受託工事収益、不用品売却代金、賃貸料等の未収入額	
	有価証券	未収消費税及び地方消費税還付金	固定資産売却代金等上記以外の未収入金		
その他未収金					
有価証券		一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）			
貯蔵品		たな卸資産として購入するもの（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）			
	材料	配水管、配水管用付属品、油脂類、薬品等			
	消耗工具、器具及	耐用年数1年未満又は取得価額が5			

工業用水道事業繰延勘定	短期貸付金	び備品 消耗品費 燃料 その他貯蔵品 一般短期貸付金 他会計貸付金 職員貸付金	万円未満の工具、器具及び備品 事務用品 上記以外の貯蔵品 他会計及び職員貸付金以外に対する貸付金 他会計に対する短期貸付金 職員に対する短期貸付金	
	前払費用	前払賃借料 前払利息等 未經過保険料 前払賃借料 未經過支払利息 その他前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの 前渡金、概算金その他上記外の前払費用	
	前払金	前払請負費 前払物品代 前払消費税及び地方消費税 その他前払金	工事の請負、物品の購入等にして前払された金額で前払費用に属しないもの 工事等請負に係る前払金 物品購入に係る前払金 中間納付税額 上記以外の前払金	
	その他流動資産	保管有価証券 仮払消費税及び地方消費税 その他雑流動資産	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間に返却する見込みのもの 上記以外の流動資産	
	企業債発行差金	企業債発行差金	将来の事業年度に影響する営業経費及びその他翌事業年度以降に繰延べて整理する必要のある損金 企業債の債権者に償還すべき金額が企業債の発行により取得した金額を超える場合のその差額	
	開発費	開発費	新技術の採用、経営組織の改善等に要した経費でその効果が翌年度以降に及ぶもの	
	退職給与金	退職給与金	職制の改廃等により退職職員が多く、	

	試験研究費	試験研究費	これに対する退職給与金が多額で一事業年度の収益に負担させることが困難なもの
	災害損失	災害損失	浄水方法の新研究、新技術の発見等のために要した経費
	控除対象外消費税及び地方消費税額	控除対象外消費税及び地方消費税額	災害による事業用資産の巨額の損失でその事業年度に負担させることができないもの
			課税仕入等の税額のうち控除することができない額

## 資 本 勘 定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
工業用水道事業資本金	自己資本金	固有資本金		企業開始の時（法適用の時）における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債及び基金（法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立て、又は運用しようとするもの）の合計額を控除した額
		出資金		組入資本金
		組入資本金		地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第25条及び地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号。以下「再評価規則」という。）第11条の規定による組入額
	借入資本金	企業債		建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債
		他会計借入金		建設又は改良に要する資金に充てるために他会計からの繰入金で繰り戻しを要するもの
工業用水道事業剰余金	資本剰余金	再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額のうち、再評価規則第10条の規定により再評価日現在の繰越欠損金をうめた後の残額
		受贈財産評価額		贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金

	利益剰余金	工事負担金 保険差益 補助金 その他資本剰余金 減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益(又は当年度純損失)	建設又は改良工事のための負担金 固定資産の帳簿価額と当該固定資産の減失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額 建設又は改良工事に対する補助金 上記以外の資本剰余金 法第32条第1項及び令第24条第1項の規定により企業債の償還に充てるため積み立てた額 法第32条第1項並びに令第24条第2項及び第3項の規定により積み立てた額 令第24条第4項の規定により建設又は改良のために積み立てた額 当年度末における繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に当年度の純利益(又は純損失)の金額を加減した額 前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(又は前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に年度中の繰越利益剰余金の増加高又は減少高(繰越欠損金減少高又は増加高)を加減した額 当年度の損益取引の結果発生した純利益(又は純損失)
--	-------	---	--	---

## 負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
工業用水道事業固定負債	企業債	企業債		借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払をされないもの 建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるため発行した企業債
	他会計借入金	他会計借入金		建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金で繰り戻しを要するもの
	引当金	退職給与引当金		将来生ずることが予想される職員に対する多額の退職手当の支払に充てるための引当額
		修繕引当金		将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当額
	その他固定負債	その他固定負債		上記以外の固定負債

工業用水道事業流動負債	一時借入金	一時借入金	借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
	未払金		貸借対照表日から起算して1年以内に返還を要する借入金
		営業未払金	特定の契約等により既に確定している短期的債務で、まだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）
		営業外未払金	主たる営業活動に係る通常取引により発生する費用の未払額
		未払消費税及び地方消費税	主たる営業活動以外の取引により発生する費用の未払額
		その他未払金	決算時における未納税額
	未払費用	未払費用	固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払額
			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
	前受金		契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
		営業前受金	前受工業用水道使用料等主たる営業活動に係る収益の前受額
		営業外前受金	前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
	その他流動負債	その他前受金	固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
			上記以外の流動負債
預り金		保証金、担保金、諸税等で現金等で受け入れたもの	
預り有価証券		保証金等の代用又は担保として有価証券で受け入れたもの	
仮受消費税及び地方消費税			
	その他流動負債	上記以外の流動負債	



別表第二の次に次の二表を加える。

## 別表第2の2（第46条関係）

## 支出負担行為整理区分表甲

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為額の範囲	支出負担行為に必要な書類	企業出納員に協議する基準
給料	支出決定のとき	支給しようとする当該期間の額	支払額調書又は給料請求書	協議を要しない。
手当等	支出決定のとき	支給しようとする額	支払額調書又は手当等請求書（戸籍謄本、死亡届書、失業証明書その他当該手当を支給すべき事実の発生を証明する書類を添付すること。）	協議を要しない。
賃金	支出決定のとき	支給しようとする額	支払額調書又は請求書	協議を要しない。
報酬	支出決定のとき	支給しようとする当該期間の額	支払額調書又は報酬請求書	協議を要しない。
法定福利費	支出決定のとき	支給しようとする額	支払通知書	協議を要しない。
旅費	支出決定のとき	支給しようとする額	請求書	協議を要しない。
退職給与金	支出決定のとき	支給しようとする額	支払額調書又は請求書（支給すべき事実の発生を証明する書類を添付すること。）	協議を要しない。

報 償 費	報償金の類	支出決定のとき	支給しようとする額	支払額調書又は請求書	協議を要しない。
	報償品費の類	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
被服費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
備消耗品費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
燃 料 費	単価契約によるもの	月計総額が確定したとき	毎月の月計総額	支出負担行為整理票 (様式第95号)	協議を要しない。
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
光熱水費		請求のあつたとき	請求のあつた額	支出負担行為整理票	協議を要しない。
通 運 信 搬 費	電話料	請求のあつたとき	請求のあつた額	支出負担行為整理票	協議を要しない。
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
印刷製本費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
広告料		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	協議を要しない。
委 託 料	法令の規定に基づくもの、総価額の定めのない長期継続契約又は単価契約によるもの	請求のあつたとき	請求のあつた額	支出負担行為整理票	協議を要しない。
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
手数料		支出決定のとき	支出しようとする額	支払額調書又は請求書	全部
賃 借 料	総価額の定めのない長期継続契約又は単価契約によるもの	請求のあつたとき	請求のあつた額	支出負担行為整理票	協議を要しない。
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
修繕費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
路面復旧費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
動力費		請求のあつたとき	請求のあつた額	支出負担行為整理票	協議を要しない。
薬 品 費	単価契約によるもの	月計総額が確定したとき	毎月の月計総額	支出負担行為整理票	協議を要しない。
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
材料費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
補	補償金	契約締結のとき	契約金額	契約書又は承諾書	全部

償 金	賠償金	請求のあつたとき	請求のあつた額	請求書(判決謄本又は和解書を添付すること。)	全部
	上記以外のもの	支出決定のとき	支出しようとする額	支払額調書又は請求書	全部
研修費		支出決定のとき	支出しようとする額	支払額調書又は請求書	協議を要しない。
食 糧 費	会食	請求のあつたとき	請求のあつた額	請求書	協議を要しない。
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が10万円を超える経費
厚生費		支出決定のとき	支出しようとする額	支払額調書又は請求書	協議を要しない。
負担金		請求のあつたとき	請求のあつた額	請求書	協議を要しない。
保険料		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	協議を要しない。
雑 費	重量税	支出決定のとき	支出しようとする額	納入通知書	協議を要しない。
	総価額の定めのない長期継続契約又は単価契約によるもの	請求のあつたとき	請求のあつた額	支出負担行為整理票	協議を要しない。
	単価契約によるもの	月計総額が確定したとき	毎月の月計総額	支出負担行為整理票	協議を要しない。
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費
固定資産除却費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部
企業債利息		支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は計算書	協議を要しない。
借入金利息		支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は計算書	協議を要しない。
企業債手数料及び取扱費		支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は計算書	協議を要しない。
消費税及び地方消費税		支出決定のとき	支出しようとする額	納入通知書	協議を要しない。
建設改良費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部
土地購入費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部
立木購入費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部
機械及び装置購入費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部
車両運搬具購入費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部
工具、器具及び備品購入費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部
無形固定資産取得費		契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部
投資		払込み決定のとき	払込みを要する額	申込書	全部
企業債元本		支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は計算書	協議を要しない。

注 1 本表でいう1件とは、個々の契約金額をいう。

2 支出負担行為整理票は、支出負担行為何の作成を行つたときは省略できる。

## 別表第2の3（第46条関係）

## 支出負担行為整理区分表乙

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為額の範囲	支出負担行為に必要な書類
資金前途	資金の前渡をするとき	資金の前渡をする額	内訳書
繰越金	当該繰越分を含む支出負担行為を行うとき	繰越しをした金額の範囲内の額	契約書、見積書、請書又は仕様書
返納金の戻入	現金の戻入の通知のあつたとき（現金の戻入のあつたとき）	戻入を要する額	内訳書
債務負担行為	債務負担行為を行うとき	債務負担行為の額	関係書類

注 繰越しに係る支出負担行為の内容を示す書類には、繰越しである旨の表示をすること。

様式第四号を次のように改める。

## 様式第4号

収

## 収 入 伝 票

年度 佐賀県東部工業用水道会計

係	企業出納員	係	係 長	副 所 長	所 長

起 票 日	年 月 日	収 納 日	年 月 日	伝 票 No.	
-------	-------	-------	-------	---------	--

借 方			貸 方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
部門			部門		

税 区 分	税 率	金 額	取引に係る消費税 及び地方消費税額	合 計 金 額

予 算		
款		
項		
目		
節		
細節		

摘 要		納入通知書No.	
-----	--	----------	--

相 手 方	
-------	--

備 考	
-----	--

様式第4号の2

収

調定兼収入伝票

年度 佐賀県東部工業用水道会計

係	企業出納員	係	係長	副所長	所長

起票日	年 月 日	収納日	年 月 日	伝票No.	
-----	-------	-----	-------	-------	--

借 方			貸 方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
部門			部門		

税区分	税率	金額	取引に係る消費税及び地方消費税額	合計金額

予 算			
款			予 算 額
項			調 定 済 額
目			調定前予算残額
節			調 定 額
細節			調定後予算残額

摘 要		納入通知書No.	
-----	--	----------	--

相手方	
-----	--

備 考	
-----	--

様式第四号の次に次の一様式を加える。

## 様式第5号

支

## 支 払 伝 票

年度 佐賀県東部工業用水道会計

係	企業出納員	係	係 長	副 所 長	所 長

起 票 日	年 月 日	収 納 日	年 月 日	伝票No.	
-------	-------	-------	-------	-------	--

借 方			貸 方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
部門			部門		

税 区 分	税 率	金 額	取引に係る消費税 及び地方消費税額	合 計 金 額

予 算		
款		
項		
目		
節		
細節		

摘 要				小 切 手 No.	
相 手 方	代 表 者 名				
	住 所				
振 込 口 座					
支 払 期 限		支 出 区 分		支 払 方 法	

備 考	
-----	--

様式第五号を次のように改める。

様式第5号の2

支

支出負担行為 兼 支払伝票

年度 佐賀県東部工業用水道会計

係	企業出納員	係	係長	副所長	所長

起票日	年 月 日	収納日	年 月 日	伝票No.	
-----	-------	-----	-------	-------	--

借 方			貸 方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
部門			部門		

税区分	税率	金額	取引に係る消費税及び地方消費税額	合計金額

予 算		繰 越 区 分	
款		予 算 額	
項		支出負担行為済額	
目		支出負担行為前予算残額	
節		支出負担行為額	
細節		支出負担行為後予算残額	

摘 要				小切手No.	
相手方	代表者名				
	住 所				
振込口座					
支払期限		支出区分		支払方法	

備 考	
-----	--

様式第五号の次に次の一様式を加える。



様式第6号

振

振替伝票

年度 佐賀県東部工業用水道会計

係	企業出納員	係	係長	副所長	所長

起票日	年 月 日	収納日	年 月 日	伝票No.	
-----	-------	-----	-------	-------	--

借方			貸方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
部門			部門		

税区分	税率	金額	取引に係る消費税及び地方消費税額	合計金額

摘要	
相手方	
備考	

様式第六号を次のように改める。

様式第6号の2

振

調定兼振替伝票

年度 佐賀県東部工業用水道会計

係	企業出納員	係	係長	副所長	所長

起票日	年 月 日	収納日	年 月 日	伝票No.	
-----	-------	-----	-------	-------	--

借 方			貸 方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
部門			部門		

税区分	税率	金額	取引に係る消費税及び地方消費税額	合計金額

予 算			
款			予 算 額
項			調 定 済 額
目			調定前予算残額
節			調 定 額
細節			調定後予算残額

摘 要	
相手方	
備 考	

様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第6号の3

振

支出負担行為 兼 振替伝票

年度 佐賀県東部工業用水道会計

係	企業出納員	係	係長	副所長	所長

起票日	年 月 日	収納日	年 月 日	伝票 No.	
-----	-------	-----	-------	--------	--

借 方			貸 方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
部門			部門		

税区分	税率	金額	取引に係る消費税 及び地方消費税額	合計金額

予 算		繰 越 区 分	
款		予 算 額	
項		支出負担行為済額	
目		支出負担行為前予算残額	
節		支出負担行為額	
細節		支出負担行為後予算残額	

摘 要	
相手方	
備 考	













様式第29号

合計残高試算表

年 月

佐賀県東部工業用水道会計

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
			合 計			

様式第二十九号を次のように改める。

様式第42号の2

No.	領収書(原符)	
納入(返納)通知番号		
納入(返納)者	住所氏名	
年度	佐賀県東部工業用水道会計	
金額	現金	
	有価証券	(記号番号)
		(記号番号)
	計	

No.	領 収 書	
納入(返納)通知番号		
納入(返納)者	住所氏名	
年度	佐賀県東部工業用水道会計	
金額	現金	
	有価証券	(記号番号)
		(記号番号)
	計	

上記金額 年 月 日領収済み  
 払込書により、 年 月 日出納取扱金融  
 機関へ払込済み

佐賀県東部工業用水道  
 企業出納員 氏 名 ㊞

上記金額は、 年 月 日領収しました。

佐賀県東部工業用水道  
 企業出納員 氏 名 ㊞

様式第四十二号の次に次の一様式を加える。

## 様式第47号

伺

## 支出負担行為伺

年度 佐賀県東部工業用水道会計

係	係員	係長	副所長	所長	局長	管理者

繰越区分		支出負担行為日		支出負担行為No.	
------	--	---------	--	-----------	--

予 算		予 算 額	円
款			
項		支出負担行為済額	円
目		支出負担行為前予算残額	円
節		支出負担行為額	円
細節		支出負担行為後予算残額	円

支出負担行為額	金 額	取引に係る消費税及び地方消費税額	合 計 金 額
	円	円	円
	変更前金額	変更後金額	差 引 額

件 名			
摘 要			
相 手 方	代表者名		
	住 所		
契約の方法			
契約の理由			
支出区分		支払方法	検収済印
部 門			
備 考			

支 払 経 過							
No.	命令日	支出区分	金 額	No.	命令日	支出区分	金 額
1				7			
2				8			
3				9			
4				10			
5				11			
6				12			

様式第四十五号中「添金証書」を「納入証書」に改める。  
様式第四十七号を次のように改める。

様式第51号

作成 年 月 日

支 払 額 明 細 書

年度

佐賀県東部工業用水道会計

伝票番号	振替 支払	
小切手番号		
証拠書類番号		

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円	勘定科目 款 項 目 節
支出理由								
債権者 住所名 氏名								
摘 要								

様式第四十八号から様式第五十号までを次のように改める。  
様式第四十八号から様式第五十号までを次のように改める。  
様式48号から様式50号まで 削除  
様式第五十一号から様式第五十三号までを次のように改める。

様式第52号

作成 年 月 日

戻 出 額 調 書

年度

佐賀県東部工業用水道会計

伝票番号	振替 支払	
小切手番号		
証拠書類番号		

金 額	拾	万	千	百	拾	円	勘定科目 款 項 目 節
調 定 額							
収 入 済 額							
更 正 調 定 額							
戻出の理由							
債権者 住所名 氏名							
摘 要							
作 成 者	年	月	日	職 氏名			印

様式第53号

伝票番号	振替 支払
小切手番号	
証拠書類番号	

戻出請求書

年度

金額	拾	万	千	百	拾	円	勘定科目
納入年月日							
戻出請求の理由							項
上記金額を請求します。							
年 月 日							節
住所氏名							
佐賀県東部工業用水道 管理事務所長様 上記金額を領収しました。							⑩
年 月 日							
住所氏名							⑩
佐賀県東部工業用水道 企業出納員様							

様式第75号

固定資産使用廃止届

年 月 日

佐賀県知事 様

住所氏名  
届出人

⑩

様式第七十五号の次に次の二様式を加える。

1 使用目的

2 使用物件

(1) 所在地

(2) 明細

(土地の地番、地目及び地籍又は建物の構造、種類面積等)

3 使用の廃止の時期 年 月 日

(注) 固定資産使用廃止届には、使用許可書の写しを添付すること。

様式第七十三号中「~~佐賀県知事~~」を「~~佐賀県知事~~」に改める。  
 様式第七十四号中「または」を「又は」と、「および」を「及び」と、「ならびに」を「並びに」に改める。  
 様式第七十五号を次のように改める。

## 様式第75号の2

## 固定資産一時使用許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請人 住所  
氏名

㊟

目的（用途）			
物件の表示	所在		
	物件の明細		
使用の期間	年	月	日から
	年	月	日まで
添付書類	(1) 使用計画 (2) 関係図面 (3) (4)		

## 様式第75号の3

## 固定資産一時使用許可簿

担当	係長	副所長	所長	局長	管理者	決	裁	施	行
						月	日	月	日
使用許可財産	名称								
	数量								
使用目的									
使用人員									
使用期間		年	月	日	時	分から			
		年	月	日	時	分まで			
使用責任者									
使用料	金額								
	算定基礎								
その他参考事項									

様式第八十六号中「預かり金等返還受領証書」や「預かり金等返還請求証書」に改める。

様式第九十二号中「出納取扱金融機関検査結果報告書」や「出納取扱金融機関検査結果通知書」に「出納取扱金融機関 殿」や「出納取扱金融機関 様」に「および」を「及び」に改める。

様式第九十五号の次に次の様式を加える。



附則

この規程は、平成二十年四月一日から施行し、この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道財務規程の規定は、平成二十年度分の財務から適用する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷